

個票 B…相談受理時に施設入所中の事例

■相談受理時点で既に施設入所中で、性的虐待(児童間の性被害は含まず)が途中発覚した事例について		
No.	設問内容	回答欄 (あてはまるものに○、または記述)
■基本情報		
Q1	施設種別	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他
Q2	発覚時の年齢	1.0～3歳未満 2.3歳～学齢前 3.小学生 4.中学生 5.高校生その他
Q3	性別	1.女性 2.男性 3.不明
Q4	性的虐待の発覚経路	1.児童福祉施設 2.児童本人 3.友人 4.家族 5.親戚 6.知人 7.医療機関 8.警察等 9.学校等 10.その他 (※複数からの通告等があった場合は、発端となった通告経路)
Q5	性的虐待の時期	1.過去の経過としてのみ 2.発覚時点でも継続している(疑い含む)
■児童相談所としての対応と初期調査		
Q6	対応について	1.性的虐待相談として新たに受理 2.他の相談経過中の課題として扱う
Q7	所としての協議	1.対応について所としての会議開催 2.担当レベルだけで協議
Q8	何らかの被害を疑わせる告白	1.あり 2.なし
Q9	具体的な被害事実の告白	1.あり 2.なし
Q10	行動や症状から	1.性被害が疑われる 2.疑われない
Q11	家族等の目撃情報	1.あり 2.なし
Q12	虐待者の区分(疑い含む)	1.実父 2.養父 3.継父 4.内縁関係 5.同胞 6.祖父 7.おじ 8.実母 9.養母 10.継母 11.おば 12.その他親族 13.同居人 14.その他(里親含) (※複数回答可)
Q13	初期調査、確認方法	1.相談所が直接確認 2.間接確認 3.当面周辺調査
Q14	一時保護の実施	1.あり →個票 B-1へ 2.なし →個票 B-2へ

◎ これより先の調査について

・施設入所中に性的虐待が発覚した事例の中で、そのことを理由に一時保護に至った場合には、

個票 B-1 へのご回答をお願いします。

・施設入所中に性的虐待が発覚した事例の中で、そのことを理由に一時保護せず、入所を継続した場合には、

個票 B-2 へのご回答をお願いします。

個 票 B - 1

■一時保護した場合		
Q1	一時保護の保護者の同意	1.同意による保護 2.職権による保護
Q2	一時保護の期間	・ 日 (基準日—平成 20 年 9 月末日)
■保護者との一時保護の告知面接の実施について		
Q3	告知面接の実施	1.実施 2.未実施
Q4	面接の相手	1.虐待者と非加害親同席 2.虐待者のみ 3.非加害親のみ 4.その他 ()
■子どもへの被害確認調査について		
Q5	医療受診の実施	1.婦人科受診 2.精神科受診 3.小児科受診 4.未受診
Q6	詳しい被害確認の実施	1.あり 2.なし (初期調査のみ)
Q7	被害確認面接実施場所	1.施設 2.一時保護所 3.児相 4.その他の場所 ()
Q8	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当以外の職員 4.外部専門家 ()
Q9	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
Q10	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける
Q11	面接結果	1.性的被害事実を確認 2.性的被害の疑いはあるが事実は不十分 3.性的被害事実を確認できず 4.子ども本人が調査を拒否
■保護者との性的虐待についての調査面接の実施について		
Q12	調査面接の実施	1.実施 2.未実施
Q13	面接の相手	1.虐待者と非加害親同席 2.個別に 3.虐待者のみ 4.非加害親のみ
■保護者と子どもの接触、措置の変更等について		
Q14	制限の有無	1.保護先の秘匿 2.通信 3.面会の制限 4.制限なし
Q15	施設入所措置の継続	1.あり 2.なし
Q16	措置変更	1.あり (保護者同意) 2.あり(28 条申立て) 3.なし
Q17	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他
Q18	児福法 28 条の承認	1.承認 2.申し立て中 3.却下 4.取り下げ
Q19	児福法 33 条の 6 請求 (親権喪失の宣告)	1.あり 2.なし
■刑事告訴、告発について		
Q20	刑事告訴	1.あり 2.なし
Q21	刑事告発 (暴行・傷害)	1.あり 2.なし
Q22	刑事告発 児童福祉法違反	1.あり 2.なし
Q23	刑事告発 青少年保護条例	1.あり 2.なし
Q24	警察・検察への上申書の提出	1.あり 2.なし
Q25	上申書の主な内容	

Q26	告訴・告発への弁護士付き添い	1.あり	2.なし
■子どもの行動上の問題			
Q27	施設での適応問題	1.あり	2.なし
Q28	入所施設での 適応上の問題内容		
Q29	一時保護所での適応問題	1.あり	2.なし
Q30	一時保護所での 適応上の問題内容		

個 票 B - 2

■一時保護をせず、施設入所を継続したままでの対応		
■保護者との性的虐待についての調査面接の実施について		
Q1	調査面接の実施	1.実施 2.未実施
Q2	面接の相手	1.虐待者と非加害親同席 2.個別に 3.虐待者のみ 4.非加害親のみ 5.その他 ()
■保護者と子どもの接触について		
Q3	制限の有無(継続の場合)	1.許可外泊の制限 2.面会・外出の制限 3.通信の制限 4.制限なし
■子どもへの被害確認調査について		
Q4	医療受診の実施	1.婦人科受診 2.精神科受診 3.小児科受診 4.未受診
Q5	詳しい被害確認の実施	1.あり 2.なし(初期調査のみ)
Q6	被害確認面接実施場所	1.施設 2.一時保護所 3.児相 4.その他の場所 ()
Q7	面接の実施者	1.担当児童福祉司 2.担当児童心理司 3.担当以外の職員 4.外部専門家 ()
Q8	面接者の設定 人数	1.複数対応 2.単独対応
Q9	面接者の設定 性別	1.男女混合 2.子どもと同性 3.加害者の性を避ける
Q10	面接結果	1.性的被害事実を確認 2.性的被害の疑いはあるが事実は不十分 3.性的被害事実を確認できず 4.子ども本人が調査を拒否
Q11	施設での適応問題	1.あり 2.なし
Q12	入所施設での 適応上の問題内容	
■施設からの引き取り、措置変更や措置解除		
Q13	始めの施設からの措置変更	1.あり 2.なし
Q14	措置変更先	1.児童養護 2.児童自立 3.情短 4.里親 5.障害関係 6.その他 ()
Q15	家庭裁判所への送致	1.あり 2.なし
Q16	警察からの家裁送致	1.あり 2.なし
Q17	措置解除の有無	1.あり 2.なし
Q18	措置解除先	1.もとの家庭 2.非加害親だけ 3.親族 4.知人 5.単身 6.就労先 7.その他
Q19	措置解除の理由	1.子どもの安全が確保された 2.就労自立 3.施設処遇の限界
■家族への指導状況について		
Q20	加害親(虐待者)	1.児童福祉司指導 2.継続面接指導 3.随時面接 4.ほとんど接触なし 5.ケース終結(閉止)
Q21	非加害親	1.児童福祉司指導 2.継続面接指導 3.随時面接 4.ほとんど接触なし 5.ケース終結(閉止)
Q22	その他親族	1.児童福祉司指導 2.継続面接指導 3.随時面接 4.ほとんど接触なし 5.ケース終結(閉止)

性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究

研究分担者	庄司 順一	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	仲 真紀子	北海道大学大学院文学研究科
	丸山 恭子	カウンセリングルームまるやま 代表
	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部
	関守麻紀子	横浜合同法律事務所

研究要旨

本研究は、「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」の分担研究として、日本における子どもへの性的虐待の被害確認のための面接のあり方について検討し、その標準的な面接技法を研究開発することを目指してきた。研究期間としては3年計画の1年目である。

子どもへの性的虐待の被害調査について、欧米では forensic interview(ing) と呼ばれる特殊な専門的面接技法が、福祉・刑事司法が共同で実施されており、日本でも一部の児童相談所でその技法に基づく調査面接の導入が試みられてきた。本分担研究では、欧米での forensic interview(ing) の具体的な内容やその制度・体制についての情報収集、日本において先駆的な取り組みを行ってきた児童相談所へのヒアリング調査等を通じて、日本の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待被害についての子どもへの面接のあり方を検討した。

結果として、日本では児童福祉と刑事司法は区別される法制度、組織体制にあり、虐待対応としてはまず、児童福祉法上、法的妥当性のある証言が確保できる子どもの性的虐待被害確認のための面接を開発することとした。この面接は欧米の forensic interview(ing) やその訳語として日本で使われ始めている「司法面接」とは区別して「被害確認面接」と呼ぶことを提案する。

日本の児童相談所の先駆的な取り組みの調査からは、チーム対応の重要性と相談初期対応全体の対応システムの構築が優先的な課題であることがわかった。具体的な面接設定においては1対1面接をビデオ録画しつつ、チームでバックアップするアメリカ型と、常時チーム対応を原則としているが、面接においては2対1（1人が面接、もうひとりが記録）での面接と録音・筆記記録を原則とするイギリス型の方法が認められた。分担研究「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査によれば、日本の児童相談所の標準的な対応としては従来の児童福祉司による社会調査面接の工夫の範囲内での面接が大半であるが、2対1でのイギリス型の面接が比較的多く実施されているようである。法的証拠性を確保する面接技法についても、従来の社会調査における一定の客観性を確保する配慮はあるようだが、性的虐待に特化した専門的な技術は模索中の状況であることが確認された。

本研究ではまず、児童福祉法上の対応根拠としての法的妥当性、客観性を確保できる面接技法について、欧米の forensic interview(ing) の技法を参照しながら、さらに日本の児童福祉対応における課題を加味しつつ、その基本的な要件を整理した。今後は他の分担研究の成果をも踏まえ、性的虐待対応についての試行実践に耐える法的な被害確認面接の手順・技法の確立とその研修方法、フォローアップトレーニングなどについての検討に入る。

A. 研究目的

性的虐待への対応では、虐待被害を裏づける客観的事実の把握が特に重要となる。

このためには、被虐待児の心理に配慮しながら被害の事実確認を行うための面接技術が要求されるが、わが国では一部の児童相談所などで欧米で開発された手法が試行的に導入されているだけである。本研究では、これら先駆的な実践例を分析し、日本の文化やシステムの中で実用性のある面接技法を研究開発する。本研究から得られた知見を関係機関の通告から児童相談所の対応のガイドラインにも盛り込む。本年度は先駆的な実践例の分析と、日本での性的虐待対応における基本的な被害確認手法に関する要件を整理し、試行的な面接技法手順、実施上の準備を進めることに目的を置く（3年計画の1年目）。

B. 研究方法

先駆的な実践例について、神奈川県児童相談所、大阪府子ども家庭センターの性的虐待対応における被害確認について、直接担当する職員から聴き取り調査を行った。またその基礎となった欧米の性的虐待被害確認面接（一般には「司法面接」と訳され呼ばれることが多い：forensic interview(ing)）についても資料、経験者から情報収集を行った。

欧米における情報および日本の児童相談所における先駆的な対応の情報を分析し、併せて日本における児童福祉の制度・体制的な枠組み、文化的な背景等を考慮し、また児童相談所の対応現状についての調査の結果^{*)}等も参照しながら、日本における性的虐待の被害を裏付けるための事実確認面

接のあり方を検討し、次年度に向け、試行的な面接技法手順、実施上の準備を進める。

^{*)} アンケート調査については本研究の分担研究「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」と共同で実施した。

(倫理面への配慮)

調査においては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱っているが、情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、調査対象である個々の機関として許容されると判断される範囲内のみ情報提供とし、それをもって情報提供の同意とし、また調査集計、数値化を終えた元資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関に通知している。

これらの要件については、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 欧米の性的虐待の被害調査面接 forensic interview(ing) について

1) forensic interview(ing) とは、児童福祉と刑事司法が共有する特殊な調査面接である。

子どもからの虐待被害や犯罪被害の聴き取り調査において、法的な客観性、証拠性を確保するための専門的な調査面接を

forensic interview(ing) と呼び、他の面接とは区別された専門的な面接技法である。

欧米で1980年代後半から児童福祉、刑事司法共通の専門技術として検討・開発されてきた。現在は世界各国での実施体制、普及が進んでいる。基本的には児童福祉と刑事司法共同のチームによって実施され、その結果情報も共有される。刑事司法対応が優先する場合には、面接は共同で実施されるが、面接結果情報は刑事司法の捜査情報として警察・検察の管理下に置かれることもある。

法的客観性、証拠性を確保する専門技法による面接法として評価され、発展してきた。WHOのガイドラインにおいてもforensic interview(ing)は、性的暴力被害を受けた子どもから客観的に正確な被害事実を聴き取るための技法として紹介されている^{*)}。

*) Guidelines for medico-legal care of victims of sexual violence : WHO Library Cataloguing-in-Publication Data World Health Organization 2003 GENEVA 75-102

2) forensic interview(ing) が欧米で生まれ、発展してきた歴史的経過と必要性

1980年代に相次いでアメリカ、イギリスでセンセーショナルな性的虐待事件が起こった^{*)}。多数の被害の申立てにより、加害容疑者として多数の容疑者が逮捕され、起訴されたりしたが、結果的には申し立てられた多数の被害に法的な立証性があると認められず、性的虐待が本当にあったのか無かったのかも解明されないまま、大半の容疑をかけられた人物が加害者として有罪にならずに裁判が終わった。多くの時間と多

額の費用、多数の専門家を投入しながら、なぜ何も明らかにできなかったのか、マスコミも巻き込んだ幾多の冤罪を生んだのではないか、という社会的反響、事件への反省の中で、子どもからの被害の聴き取り方に重大な問題があったことが明らかになった^{**)}。それ以降、法的な証拠性・立証性を確保する子どもからの被害の聴き取り方法が検討され、特別な専門的面接技法となった。これがforensic(法的) interview(面接)である。アメリカでは民間資格による性的虐待についての専門的面接技法として発展し、裁判所はその面接者を被害立証の証人として扱うようになった(ただし子どもも証人として法廷に呼ばれることもある^{***)})。

イギリスでは内務省が法的な事案における子どもへの調査面接手法として標準化し、裁判においてはその規定に従った面接法資格のある専門家^{****)}による調査結果が採用されるようになった(子どもは証人として原則出廷することが前提)。

*) ミネソタ州ジョージダンの集団的性的虐待事件(1983)、カルフォルニア州ロサンゼルス郊外のマクマーチン・プレススクール事件(1983)、イギリスでのクリーブランド事件(1987)。

**) その後、アメリカ合衆国を中心に、心理治療によって蘇った過去の記憶に基づく性的虐待の告発が、事実なのか冤罪なのか、心理治療によって記憶を回復させる技法が、本当に正しく失われた記憶を蘇らせているのかが問題になり、捏造された記憶問題というテーマを巡って、記憶論争と呼ばれる事態が生じている。

***) アメリカにおける性的虐待についての法的な面接調査証拠の問題については、Karen J. Saywitz, Gail S. Goodman, Thomas D. Lyon 関根和生訳「法廷の外内における子どもへの面接—近年の研究とその実践的意義」『John E. B. Myers 他 小木曾 宏 監訳「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド

(The APSAC Handbook on Child Maltreatment 2002)』2002 東京 明石書店 506-546

****)面接は、児童福祉ソーシャルワーカー、医療関係者、警察官、検察官などの専門職で、かつ面接についての訓練を受けた資格者が行う。

3) forensic interview(ing) の主な特徴と内容

forensic interview(ing) は、子どもの虐待や犯罪被害事実について、法的な証拠を確保する特別な聴き取り技法による調査面接である。法的な証拠としての客観的で具体的な事実確認が目的であり、検察や裁判所がクライアントである。その点、子どもの内面の理解に焦点づけた、治療的なアプローチとして実施される臨床的な面接とは全く別のものである。面接者は臨床的な援助チームスタッフとは別の専任担当者が行い、その面接者は原則として臨床責任は負わず、援助には関わらない。

面接は1回限り、45分から1時間前後、アメリカ合衆国においては初対面の1対1面接が原則である。面接はワンウェイ・ミラー越しに、児童福祉ソーシャルワーカー、臨床心理士、警察・検察官、医療関係者、面接のスーパーバイザーなど対応専門職チームのバックアップ下で実施される。面接はビデオ録画される。基本的に forensic interview(ing) は医療診察とセットで行われ、そのための専門的施設・設備が緊急保護対応のための公的施設としてあったり、病院に付属あるいは独立した民間団体が運営する施設として設定されていたりする。

イギリスにおいては面接は原則2対1の面接である。一人が面接者でもう一人は記録者である。ワンウェイ・ミラー越しの面接と録画もあるが、機材を移動して任意の

場所に調査者が向いて面接を実施することも行われている。

■概ね面接は以下の手順で進められる。

子どもへの面接は原則的に、② ③ ④ の3部構成として扱われる。

- ① 対応チームでの事前協議。聴取目的、内容について具体的に打ち合わせ、具体的な面接計画をたてる。児童福祉上の要件、刑事捜査上の要件によって面接の内容はその都度、調整される。
- ② 面接開始 導入 : 自己紹介、面接の基本的な説明、ビデオ録画の告知、法的な証明要件や訂正能力の確認作業や、子どもの発達や表現力の確認が行われる。
- ③ 面接 本題部分 : 誘導や暗示、教唆や報酬の呈示によることなく、子どもから被害事実を聴取する*)。

*) しばしば面接のテーマを誘導や暗示なしに性的被害に移すことに困難があるかと想像されるのだが、欧米では児童緊急保護局(CPS: Child Protective Service と呼ばれていた)の活動は一般的によく知られていて、子どもは児童緊急保護で保護され連れて行かれる段階で概ね何が進行中か理解していることが多いために、直後の面接でも比較的子どもの側が話す気であれば、話してくれることになるようである。

- ④ 面接 要約と終結: 面接で聴取した内容を要約・確認し、今後の当面の予定を呈示して面接を終結する。
- ⑤ 面接結果の報告書作成、資料の管理、裁判所への申立て、面接者の法廷での証人としての証言。

4) 面接の具体的な特徴: 臨床的な面接との違い

- ① 面接者は子どもに対しても中立的立場を原則とする。子どもが嘘をつく、誰かが子どもに嘘をつかせている可能性は原則的に考慮に入っている。治療的面接が基本的に子どもの発言を信頼し、支持的に扱うのとは異なる。
- ② 面接は誘導・暗示・教唆・報酬となる質問や応答を避け、構造化された枠組みの中で独自の配慮されたやりとりの技法に基づいて進められる。治療的面接が子どもの発言に応じて面接者からもコメントを返してコミュニケーションをとっていくのとは異なる。
- ③ 面接はあくまでも事実のみを追求し、子どもの内面的な、あるいは情緒的、想像的な表現は扱わない。これは臨床的な面接が、子どもの内的な表現、感情の表出、時にファンタジーを含め、受容的、積極的に扱うのと異なる。刑事捜査上の要件が必要な場合には特に加害者による加害行為の具体的な立証が課題となり、追及される罪の種別によって立件する要件も異なってくるため、その要件を満たす調査が必要となる。
- ④ 面接は詳細で正確な記録を前提とする。標準的にはビデオテープ記録を取る。イギリスにおいては2人の面接者のうちの一人が記録者としてメモをとる方法が原則であったが、最近ではビデオによる面接法が標準化されている。

5) forensic interview(ing) 実施のタイミングと被害の立証について

多くのアメリカ合衆国の法律で、児童虐待の通告があり詳しい調査と安全確保が必要と認められた子どもは緊急保護チームに

よって保護拘束され、調査を受ける。性的虐待が刑事司法によって問われる場合には直ちに容疑者の拘束・捜査へと移るが、子どもの処遇については調査結果が裁判所に報告され、裁判所によってそれ以降の処遇決定が下される。初期の保護拘束下での調査期限は原則48時間であり、緊急保護とそれに続く調査は24時間体制で実施されている。従って forensic interview(ing) はこの48時間の間に実施しなければならない。通常は小児科医師が担当する医療診察とセットで実施され、虐待についての身体・医学的診察と forensic interview(ing) が一連の評価のための調査として実施される。性的行為が直前にあったと判断される場合には、レイプ・キットと呼ばれる刑事捜査のための証拠採取法も使われる。

イギリスにおいては子どもを保護下において調査できる期限は1週間である。この間に forensic interview(ing) が実施され、医師の診察がセットで行われる。

実際に forensic interview(ing) によって刑事事件として立件される事件はどの程度なのかということがある。報告されている数値にはいくらかの幅があるが、概ね性的虐待として扱われる件数の10%台と言われている。刑事訴訟では疑わしきは容疑者の利益にとというのが原則であり、被告人弁護士の反対尋問によって反駁されるのが原則となる法廷での立証には困難さがある。

近年アメリカ合衆国の一部の州では、forensic interview(ing) の後に forensic investigation と呼ばれる、より詳細な証拠情報の収集と総合的な臨床的アセスメントを行うプログラムが提案、実施されている。forensic interview(ing) が1回限りの面接

を原則とするのに対して、複数回の詳細な調査が forensic investigation の特徴であるが、今後の評価が注目される。

6) 面接技術者の資格と訓練について

欧米では児童福祉現場の専門職については、かなり限定的な訓練と専門性が前提とされていることが多く、性的虐待の forensic interview(ing) の面接者に関しては、大学教育におけるソーシャルワークや臨床心理学、法的実務の修士以上の教育歴や、児童福祉領域では現場における数百時間のトレーニング実務経歴、文化的・民族的・宗教的偏り(エスノ・セントリズム等)の排除と柔軟な適応性(カルチャラル・コンピテンシー)についてのトレーニング、ジェンダー・バイアス(性差による性的出来事に対する意識・態度。判断・感覚的あるいは感情的な受けとめ方の違い等)についてのトレーニング等が要請されている場合が多い。職種としては、ソーシャルワーカー、臨床心理士、警察官、検察官、医師、看護師などで、公務員であるか民間団体の職員として職務に従事している。他方、臨床現場では高度専門性を持つ専門職と共にボランティアや様々な民間団体の協力者も数多く活動していて、その人たちの資格的な要件は様々である。

性的虐待に関しては、アメリカをはじめ、性犯罪の前歴に対する厳しい目が社会的にあることが特徴的で、子どもの福祉に従事する職員はスクールバスの運転手や清掃の職員についても採用時に前歴照会にかけられることに同意しなければ採用されない規定を持つところが多い。

面接技術の訓練は、通常4～5日、30時

間程度の集中訓練による初期の資格が設定され、その後は現任訓練が続く。資格は面接実施者としての資格と面接訓練を行うことができる資格の2段階に分けて設定されていることが多い。

民間資格として展開しているアメリカ合衆国では毎年、様々な技法を展開中の専門家が集まってカンファレンスが持たれ、裁判における立証の有効性や、技法の工夫、修正を巡る協議・情報交換が行われている。

2. 日本における性的虐待被害の確認の現状と欧米の性的虐待対応システムとの比較

1) 法的体制と課題

欧米では虐待を疑われる子どもの保護拘束に短期の期限設定があり、その間に虐待があったか無かったかの調査・確認を行い、あったとすればそれを福祉機関が裁判所に申し立てることによって、裁判所がより長期の子どもの処遇の判断を示していくという対応システムにある。性的虐待の被害確認はこのシステムにおける初期の虐待事実確認の手法として位置づけられ、臨床的な援助のための判断材料の一部でもあるが、むしろ子どもの処遇に関する裁判所決定への申立てにおいて、法的証拠となる情報を確保する方法としての意味合いが大きい。福祉における調査と同時に刑事司法の対応が共同作業として位置づけられており、児童福祉の被害確認作業と刑事司法における犯罪捜査としての被害確認作業が共通の forensic interview(ing)として設定されており、面接結果は犯罪捜査上の証拠としても扱われる*)。

*)これらの点については ①に収録されている以下の文献、及び②、③を参照。

- ① John E. B. Myers 他 (小木曾 宏 監訳) 「マルチトリートメント 子ども虐待対応ガイド (The APSAC Handbook on Child Maltreatment 2002)」2002 東京 明石書店
- ・Carole Jenny (浅野みどり訳) 「子どもの性的虐待における医学的問題」 349-367
 - ・Kenneth V. Lanning (小倉敏彦訳) 「子どもの性的被害の犯罪捜査」 479-505
 - ・Karen J. Saywitz, Gail S. Goodman, Thomas D. Lyon (関根和生訳) 「法廷の外内における子どもへの面接—近年の研究とその実践的意義」 506-546
 - ・John E. Myers, Paul Stern (片上平二郎訳) 「専門家の証言」 547-580
- ② 四方燿子 他 「アメリカにおける児童虐待の対応 視察報告書」平成 15 年度研究報告書 子ども虹情報研修センター
- ③ Pamela Crow, Judy Butle (山本恒雄訳) 「性的虐待からの回復のためのこども支援：親のための手引き」厚生労働科学研究費補助金(政策科総合研究事業) 「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究 (主任研究者 高橋重宏)」平成 19 年度研究報告書 187-199

日本では、児童相談所や福祉事務所が子どもの性的虐待の被害調査を行ったとして、子どもの身柄の扱いについてそれを直ちに裁判所に申し立てる制度、必要が無い。子どもの保護はもっぱら児童相談所長の判断権限で行われ、その期間についても児童福祉法上は基本的に2か月を超えないことが規定されているのみである。また、刑事司法上の対応は児童福祉とは区別され、犯罪捜査上の被害確認と児童福祉上の被害確認は異なる。刑事訴訟法上、公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできないと規定(公判期日前の伝聞証拠の禁止)されており(刑事訴訟法第320条の1)、例外事項は裁判官面前か検察官面前の供述であるか、供述者の死亡や特段の事情による再聴取の不能などに限られており、相談機関における子どもの被害についての証言はそのままでは刑事訴訟上の証拠とならない。この点は欧米でも基

本の法制度上の考え方(刑事裁判における伝聞証拠の禁止)は同様であるが、判例等によって例外事項に医師の診察・診断と子どもの証言が認められ、制度化が進んできた経過がある*) **)。

*) John E. Myers (小倉俊彦 林 瑞婉訳) 「法的システムと子どもの保護」 「John E. B. Myers 他 (小木曾 宏 監訳) 「マルチトリートメント 子ども虐待対応ガイド (The APSAC Handbook on Child Maltreatment 2002)」2002 東京 明石書店」 447-475

**) 児童相談所の聴取情報が伝聞証拠禁止の例外事項に該当するようになれば、裁判の証拠化は進むが、その場合、聴取方法を含む法的立証の正当性について、被告側が不同意にして争えば、面接担当職員が証人として出廷しなければならない。また、児童相談所の調査のどの領域を伝聞証拠禁止の例外事項に規定するかについて考えると、被害確認以外の広範囲の児童相談所の調査が司法捜査における立証性の観点から法的審査にかけられ、証人申請されるような性質に無いことも明らかであり、刑事捜査と児童福祉調査の違いが前提課題として見えてくる。

日本での性的虐待の客観的証拠としては、子ども、家族、関係者の面接や調査、地域関係機関や子どもと家族に関係する者の面接や調査、外傷や妊娠・性病感染があれば医療機関の診察情報等々から得られた情報をもとにしている。いずれも法的には児童福祉上、子どもの安全の確保に関して親権と対立する判断が行われる場合にその理由として提示されるべき証拠である。刑事司法上の捜査に関しては全くこれらとは別に独立して刑事捜査としての資料、情報の収集が行われる。

法的な客観性、妥当性が確保される面接は、一般的な児童福祉上の調査や面接においても当然、事実確認の作業として常時意識されていることだが、保護者の協力が全く得られなかったり、子ども本人からの告

白以外に客観的・物理的に事実を証明する証拠が乏しかったりする性的虐待被害において、それに特化した調査、面接手法は特に準備されてきてはいない。また欧米の forensic interview(ing) が部分的・選択的に担っている刑事捜査上の犯罪行為の立証は、日本の児童福祉上の対応とは異なる制度・体制における課題である。

2) 被害確認手法

性的虐待被害の確認については、いくつかの児童相談所が欧米の forensic interview(ing) の技術を持つ専門家の指導・助言を導入して法的に立証性のある被害確認面接を試みている状態にある^{*)}。初期の通告対応、一時保護の判断における事実確認については、法的に立証性のある特別な情報収集手法が確認されているわけではなく、一般的な通告対応、社会調査が行われている。

身体的な医学診察は身体的虐待での怪我の場合には必要に応じて医療機関を受診することが一般的であるが、欧米の虐待対応におけるような法医学的な加害行為の立証のための医学診察が実施されているわけではない。性的被害について医学的に被害状況を確認することは、全国的にみた場合、各地の医療機関の技術・体制では充分でない状況にあり、ごく少数の事例で診察と助言が行われているが、地域的にも限られている。身体的な診察に比べて精神的な不穏状態については比較的多くの児童相談所において児童精神科医・精神科医、小児科医が対応している^{**)}。ただし性的虐待に伴う心的外傷、心的外傷による急性反応や PTSD 症状、解離症状についての高い専門

性や援助体制が整備されているかどうかはばらつきもあるものと推定される。

*) 平成 20 年度に児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班が中心になって実施した全国の児童相談所への調査では、回答のあった 133 児相のうち、被害確認について特定の技法による面接を実施中か現在模索中と答えた児童相談所は 35 ヶ所 (26.3%)、98 児童相談所は通常の調査面接か特定の技法を持たない (73.7%) と回答している。

***) 同上の調査で診断依頼・相談・コンサルテーションなどがとれる体制について尋ねた項目で、回答のあった 141 児相のうち、精神科医 128 ヶ所 (91%) 小児科医 101 ヶ所 (72%) 産科医 31 ヶ所 (22%) 弁護士 125 ヶ所 (89%) 学識経験者(法医学を含む)46 ヶ所 (33%) となっている。

3) forensic interview(ing)と日本における被害確認面接の位置づけ及び呼称について (詳細は別紙 表 1. 参照)

これまで forensic interview(ing) は「司法面接」と訳されて呼ばれることが多かった。当然先駆的な児童相談所の対応においても、forensic interview(ing) の技術者が面接担当者であり、指導・助言者でもあること、欧米の性的虐待対応システムが、日本の現状からみてより望ましいひとつの目標点であり、そこでは福祉と刑事司法の共同作業による対応などのシステムの成立が目指されるところからも日本の児童福祉における性的被害確認面接を forensic interview(ing)と同一視しやすいことなどから、その訳語としても「司法面接」が使われやすかったとみられる。しかし、これまでの検討によれば、欧米の対応システムと日本の児童福祉法上の対応とはかなりの違いがあること、「司法」という言葉が警察・検察による刑事捜査的対応を想起させ

る言葉でありながら、日本の児童福祉と刑事司法とは、その対応、要件がかなり異なっている現状があること、などから、当面児童福祉分野で追及される性的虐待の被害確認の作業については、親権に対して児童福祉上の保護や分離の根拠となる証拠を確認するための作業として位置づけ、これを「被害確認面接」と呼び、欧米での forensic interview(ing)^{*)} を指す場合にのみ、場合によっては「司法面接」と呼んでも良いという、呼称の整理を提案したい。

^{*)} ただし、欧米でもアメリカとイギリスでは対応体制に違いがあり、面接者の専門性についてもアメリカでは民間資格として複数の手法が併行して存在し、常時修正を加えつつあるのに対して、イギリスでは内務省が中心になって性的虐待に限らない、子どもの法的事案としての対応における望ましい子どもへの面接法として開発設定してきたこと、しばしばアメリカの体制として、被害を受けた子どもの法廷への出廷は無く、forensic interview(ing) の面接者だけが被害事実の立証を担う証人として出廷すると説明されてきたが、実際には裁判官の判断で被虐待児の証人出廷があること、イギリスでは子どもの証人出廷は刑事裁判では前提条件になっていることなど、欧米の体制の理解にも慎重である必要がある。

3. 日本における先駆的取り組みの調査

1) 神奈川県児童相談所における性的虐待被害確認面接

神奈川県においては一定の性的虐待相談の対応体制が構築されており、通告の初期調査と保護は各児童相談所が担当するが、一時保護を要し、その後、家庭裁判所への施設入所承認の第 28 条申立てや刑事告訴などの法的対応を検討しなければならないような性的虐待相談事例について、中央児童相談所の虐待対策支援課が調査チームを組んで各児童相談所の職員と共同で被害確認を行っている（神奈川県では forensic

interview(ing)は「司法面接」と呼ばれてきている)。また、それ以外の相談対応全般は初期対応後の相談対応も含め各児童相談所が担当しているが、虐待対策支援課は相談全般において各所に対する必要に応じての相談、コンサルテーションを担当すると共に、家族・親子関係の修復に関する各所の対応支援を行う専従班として各所の相談対応にチームとして参加している（直接の相談者対応ではなく、相談対応の支援をする役割）^{*)}。

調査チームはビデオ録画とモニターを通じてそこにいるチームスタッフ全員が面接状況を観察しながら被害確認面接（1対1設定）を実施する。これまではアメリカでの forensic interview(ing) の訓練を受けた外部専門家に面接を委託し、手法の検討・確立を含め、チームで面接を実施してきた。面接は子どもの保護の直後か比較的短期間の間に実施されている。最近是对応件数の増加や調査チーム児童相談所職員の知識・技量もある程度の訓練が進んできたので、専門家の指導を受けながら、面接を担当する事例がみられるようになってきている。ただし、中央児童相談所の現在の虐待対策支援課が偶々、男性職員が多いため、被害者が女性で男性からの被害の場合、加害の性を避けて子どもと同性の女性が担当することが望ましいと考えると、結果的に少数の職員に集中せざるを得ない状況にある。

経験的には面接の実際的な技量習得と習熟のためには、基本的な訓練と事後の継続的な指導が必要である。またアメリカにはいくつかの面接手法が併行して使われており、若干、条件設定や面接の内容に違いがある。そのため、どの手法を使うのかは指

導・助言できる専門家がどの技法によっているのかで違ってくる。現在取り組んでいるところでは、子どもの発達段階、低年齢の子どもへの面接の調整についてシステムティックに面接を構成できる手法を取りまとめつつある。

面接結果は家庭裁判所への申立て、刑事告訴、告発の際には証拠資料として提供する。事案が刑事告訴、刑事告発になった場合、面接情報の提供と共に、繰り返しての被害事実の聴き取りによる再トラウマ受傷の危険をできるだけ避けられるよう配慮してほしい旨、警察に上申書を提出している。

*1) 親子関係への支援の専従班という立場からは非加害親への初期からの支援にも取り組んできている。

2) 大阪府子ども家庭センターにおける性的虐待被害確認面接

大阪府においては虐待相談は原則的に各所の虐待対応課が担当することになっている。現在は性的虐待相談全般についての一定の対応体制が構築されており、通告による最初の接触から一時保護の判断、被害確認面接と医師による身体診察、非加害親への初期からのアプローチ、全般的なアセスメントと分離や家庭裁判所への申立てまでの一貫した対応体制の整備が重視されてきた。被害確認については通告の初期対応での保護の要否判断のための「被害調査面接」（原則的に対応チームの子ども担当の児童福祉司が担当）と、保護後の詳細な被害事実の確認のための「被害確認面接」（この面接のみの専任担当者を設定。多くは児童福祉司が担当）に区別している。対応体制としては、性的虐待通告からの初期対応全

般のシステム化に力点があり、被害確認はその一部分となっている。現在6カ所の子ども家庭センター（児童相談所）があり、どのセンターにおいても性的虐待通告があれば、同じ対応ができるためのシステム化を目指してきた。年間100～130件前後の性的虐待相談があり、直接関与する事例では基本的に被害確認面接が実施できる体制の整備を目指している。

被害確認面接についてはアメリカでの臨床経験と forensic interview(ing) の訓練を受けた外部専門家による研修・訓練を受けた職員が2名一組（1名が面接者、もう一人が記録者）という設定で面接する。大阪府の場合、虐待対応課の職員の多くが女性職員であり、女性被害者の面接は女性が実施してきた。性的虐待調査で男性からの加害による男性被害者は過去にあまり経験が無いが、その他のトラブルで性暴力被害に遭った男性被害者については、男性あるいは男女で聴取した経験がある。ビデオ録画は可能な範囲で実施しているが、多くは録音のみである。また面接現場で、チーム職員のバックアップ体制は無い。面接担当者は事前にチームと協議して面接に臨み、事前か事後に外部専門家によるコンサルテーション、技術指導を受ける。

経験的には当初、面接の手法としての forensic interview(ing) が刑事司法の対応を想定した刑事捜査的な情報聴取の面をもつことに驚きと違和感があり、日本の児童福祉における必要な要件に整理し直すことについて、面接の具体的なプロトコルを含む手順の確立・共有化とその継続的な修正を行ってきた。面接者としては、通常の援助的な姿勢と法的立証性を確保する面接姿

勢との違いが大きく、その双方の専門性の切り替えを含め、基本的な訓練に加えて継続的、個別的な指導と振り返りによる技量の修練が必要であることを感じている。また相談担当者以外の面接担当者の設定は小規模所では難しく、虐待対応課以外の職員も含めて対応チームを構成することがある。

また女性の被害者に限られるが、女性産科医師（複数）による性的虐待被害についての診察を委託によってシステム化してきている。医療の診察と助言が得られることが子どもにとって重要であり、また被害証拠の客観性の確保のためにも重要であることが明らかになってきている。ただ、問診のあり方、法的な証拠収集の手順の統一化、繰り返し子どもに被害事実を重複して聴き過ぎないようにするための工夫などに課題があり、それらについては現在検討中である。

警察への告訴、告発に関しては虐待対応に協力してもらえらる弁護士を複数設定しており、その弁護士が子どもに付き添って、今後の事態として予想されること、法的な権利や見通し、手順について子どもに説明したり、警察や裁判所とのやり取りについてもサポートしたりできるようにしている。基本的に刑事告訴・告発はきちんとした問題整理と加害者への抑止として意味があるが、同時に子どもへの侵害的なダメージが大きいので本人の強い意志表示がある場合で非加害の保護者のサポートが得られる場合に開始されることが多い。児童福祉法第28条の家庭裁判所への申立てにあたっては被害確認面接記録は他の資料と共に証拠資料としている。

3) 2つの先駆的取り組みの調査からうかがえる被害確認の課題

① 組織体制としての対応の特徴と職員配置、研修等について

神奈川県と大阪府では児童相談所の職員体制にまず違いがある。神奈川県では中央に虐待対応を含む親子関係修復に関する専従組織があり、各児童相談所とのチーム化によって全域の相談事例に中央の虐待対策支援課が関わる。ただし、相談の初期対応から指導援助までの基本的な直接対応は各児童相談所が担当しており、一部の事例の選択的な課題について集中的に中央児童相談所の虐待対策支援課のメンバーが関与する。性的虐待の被害確認については、通告初期の接触から保護までは基本的に各児童相談所が対応し、虐待対策支援課は中央児童相談所以外の初期対応については要請がある場合に関与する。性的虐待相談では主として被害確認面接の部分に、調査チームを構成して集中的に関わる。チームとしての技量の習熟や、外部委託専門家の面接担当体制、全域で一貫した対応が提供される点について効率的である。反面、性的虐待相談の初期対応の難しさと初期接触からの情報管理については部分的・間接的関与に留まり、また各所の虐待対応件数がこれまで以上に増加してくると業務量や日程調整に限界が出てくる可能性はある。

大阪府では各所に虐待対応課が置かれ、各所で性的虐待対応の初期対応から被害確認までを担当する。相談件数としては年間に100～130件程度の性的虐待相談受理があり、その内50～70件程度は直接の被害確認調査や被害確認面接の対象となる。被害確認面接は相談担当者（通常2人の担当児

童福祉司+任意のプロセスについて児童心理司、保健師、医師、外部弁護士等がチーム参加)とは別の児童福祉司や児童心理司が2名一組で面接を担当している。技術的な課題は全所共通での外部専門家による研修と面接内容の検討、個別事例の助言・指導が行われており、そのバックアップを前提に各所で被害確認面接が実施されている。府下全域で一定数以上の相談が同時に集中したとしても各所で即座に予定を立てながら対応できること、全所で一定数の性的虐待や被害確認調査の専門性を持つ職員が所内全体の体制に直接関与できることにメリットがあると同時に、対応が各所に分散しているために事例経験の蓄積に時間がかかり、偶発的な経験事例の偏りが生じるために面接担当者の専門性の習熟が進みにくい、緊急の対応に外部専門家のバックアップが間に合わない、各所の対応内容にバラつきが生じやすい、各所で一定数の面接技術者を常時配置するための研修体制の保障と整備が必要、虐待対応課だけでは設定できる人員数に限りがあるなどの課題がある。

② 面接手法の特徴について

具体的な面接手法についても、神奈川県は直接にアメリカの forensic interview(ing)の技術者が面接を行うところから、手法に一部工夫は加えられても、かなりオリジナルのアメリカの面接手法の発想や手法がそのまま実施されており、一時保護から比較的短期間で面接が実施される点や、チームが面接をその場でバックアップする体制などもその特徴となっている。

大阪府においては、外部専門家の提示した forensic interview(ing)のオリジナルな

手法について、日本での児童福祉上の対応に限定したプロトコルの調整と児童福祉司ならではの支援的な面接姿勢から客観的な被害調査姿勢への修正が導入初期からの課題となっており、児童相談所としての被害確認面接のあり方が強く意識されてきている。面接は2人一組での調査面接の形で結果的にそこだけはイギリス型の手法に近い。一時保護は医療診察や全般的なアセスメントを含め原則3週間を前提に設定され、被害確認面接は一時保護後、個々の子どもの状態、安定をみて実施のタイミングを選択している。また最近ではビデオ録画の機材が一部整備されたが、まだ全所的には録音が原則で、ワンウェイ・ミラー越しやモニターを使ったチームバックアップでの面接は行われていない。現状は検討と修正の途上であり、研修体制も含めて確立途上である。6か所ある各所での対応のばらつき、職員の異動による体制整備の課題が毎年度繰り返されている。

③ 神奈川県、大阪府それぞれの特徴から見えてくる課題

神奈川県の場合、性的虐待相談対応全体の仕組みよりも被害確認面接の課題に焦点化した取り組みと検討が行われている。虐待対策支援課が各児童相談所の相談対応に参加して調査チームを構成し、一貫したチーム体制による被害確認面接の手順・手法を作ってきている。

面接の手続きとして、対応チームスタッフが面接過程を共有しながら作業を進めるアメリカ型の手法について先駆的な取り組みである。

組織としては機動力のある専任チームの

設定、面接技術者の持続的な訓練体制が必要である。適用としては複数の児童相談所に分かれているが、性的虐待相談が頻繁に複数同時並行で発生しているわけではなく一定の頻度内での相談対応のペースであれば、対応の専門性を集中化させ、チームで一貫性をもって対応することができる効率的な体制である。

課題としては、性的虐待対応の全般的な体制整備、人事異動による職能や訓練体制の維持、短期設定での面接実施が保護直後の子どもの不安反応を克服できなかったとき、立証性ある開示が得にくくなることなどが考えられる。

大阪府の場合、性的虐待相談については相談件数の多さ、初期介入に対する保護者の反発・抵抗の強さもあって初期対応全般の体制整備に力を入れており、通告による最初の接触から全般的なアセスメントと分離や家庭裁判所への申立てまでの一貫した対応システムが検討されている。特に初期対応が検討の焦点となっており、通告当日かできるだけ早い時点での初期調査と、子どもの安全確保と詳細な調査のための一時保護の判断、非加害親へのアプローチが重要な検討課題となってきた。被害確認面接は対応全体の一部となっており、面接者は各所で設定される。

性的虐待は他の虐待相談に較べて、事実関係の曖昧さによる介入の難しさ、子どもが受ける侵害被害の重篤さ、加害者の多様性などに特徴があり、それに対応した相談体制の構築において先駆的な取り組みである。

組織としては、相談件数が一定以上の件数あり、常時複数の対応設定が必要な都市

部の児童相談所にあつては、統一的な体制整備をはかって各児童相談所で同時に迅速な相談対応ができる体制は重要である。

課題としては、異動や人員体制の違い、地域事情の違い等を反映して、各所の対応にばらつきが生じやすく、対応状況の進行管理と対応体制の統一化、面接手法などの調整・修正作業が継続される必要があること、課題の多様性に合わせて対応システムの見直しも常時継続する必要があること、それらの課題の全体的な集約や検討の場を維持しなければならないこと、などがある。

4. 日本の現状における被害確認面接のあり方

性的虐待相談の初期対応において子どもから被害情報を聴取する機会は最少で3回あり、医学診察をする場合には4回になる(別紙 図1. 参照)。子どもからの性的虐待被害の確認作業はこれら一連の情報聴取の流れの中にある。したがって被害確認の法的妥当性・立証性の確保のためには、理想的にはこの一連の情報聴取の手順を決め、子どもの証言の法的立証性・妥当性を失わせる危険性がある暗示、誘導、教唆、報酬による発言の誘導などの情報汚染がこの過程に混入しないように配慮することが望ましい。

情報聴取の1回目は子どもの告白を聴く場面である。子どもが自発的に信頼できる誰かに性的虐待被害の何事かを打ち明けることがすべての対応の発端となることしばしばである。話を聴く側は基本的に非専門家である。この情報聴取については、本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対

応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との今後の調整によって検討したい。

情報聴取の2回目は通告を受けた児童相談所の初期調査である。これについても上記2分担研究の検討分野と重複するので、それらの調査研究との今後の調整によって検討したい。

情報聴取の3回目が被害確認面接である。ただし、ここで性被害の医学診察を実施する場合、診察場面での問診と被害確認面接が前後して実施されることになり、情報聴取の3回目、4回目という形になる。理想的には医師の診察場面での問診か、被害確認面接のいずれかが被害確認の主な調査面接となり、他方は補足的に浅く触れるだけという工夫ができれば、子どもの負担を軽減し、情報を整理して扱える。ただし、双方の調査所見に明らかなズレが生じたり、新たな発見、告白がみられたりした場合には、その対応を再検討しなければならない。欧米では医学診察と forensic interview(ing) が同じチームの対応として連続的に実施される場合が比較的多く、そうであれば、同じスタッフが対応を調整できるのだが、日本ではまだこの点は未開拓の領域であり、今後の検討課題である。本研究の分担研究「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査によれば、「産科医師か法医学医師の参加がある場合に、身体診察が設定可能な状況が一応あると言える」がいずれも20～30%台以下で少数であり、どの程度実務的に診察が行われているかは不明である。

現段階では被害確認面接は対応の手順の中で初期の処遇を決める2段階目(1段階目は一時保護の判断)、相談対応としては子どもの処遇方針を決める判定の段階で、社会診断に属する情報として位置づけることが妥当である。

子どもの被害状況を確認する調査面接の位置づけは、それが forensic interview(ing) の手法をベースにした特別な技術に基づく被害確認面接であっても、一般的な調査面接、あるいはその工夫形であったとしても被害を確認・立証する情報としての意義は同じである。また面接結果は法第28条、33条の家庭裁判所への申立てを行う場合には証拠として扱われる。

D. 考察

1. 日本における性的被害確認の課題の要点整理(欧米の forensic interview(ing) の検討から)

欧米の forensic interview(ing)、および日本の現状と体制を比較検討した結果として、子どもの性暴力被害や性的虐待被害についての法的な立証性ある情報を聴取する調査面接法は、基本的に共通の原則があり、欧米の福祉領域で検討されてきた forensic interview(ing) が確立してきた原則に学ぶことが有効である。加えて日本の児童福祉の現況、諸制度に照らした工夫点がいくつか考えられる。これらは今後さらに検討を加え、発展させていく課題であり、継続的に検討・修正を行う必要がある。

1) forensic interview(ing) から学ぶ法的な立証性ある被害確認のための面接として原則とすべき点。

【設定に関すること】

- ① 面接は臨床的な援助やアセスメントの面接と区別された特殊な面接と位置づける。
- ② 面接者は臨床的な援助者とは異なる別の専任の担当者を設定を要する。
- ③ 面接は1対1で臨床チームがモニターかワンウェイ・ミラー越しにバックアップするか、2対1で1人が面接を担当しもう1人が立会人記録者となる設定で行う。
- ④ 面接は1回限り、45分から1時間程度を原則とする。
- ⑤ 面接は子どものプライバシーを守り、加害者はもとより、加害環境からの影響をできる限り排除し、安全性と独立性を確保した場面状況で実施する。
- ⑥ 面接のタイミングは虐待の発覚・最初の告白からできるだけ時間を置かず実施することが望ましいが、同時に介入や保護に対して当然生じる子どもの当惑、動揺の反応をみて、最短時間でかつ子どもが一応の安定をみて自身の状況を冷静に受けとめ、面接に応じられると判断される時点を選ぶことが望ましい。

【内容・技術、手順に関すること】

- ⑦ 面接者は子どもに自己紹介すると共に面接の条件として事実調査(本当にあったことについて)の面接であること、録音やビデオによる記録がとられていること、チーム実施でワンウェイ・ミラーが使われる場合には、向こう側に誰がいるかも伝えるなど、面接の諸条件を子どもに示し告知する(承認ではない)。
- ⑧ 面接にあたっては、法的立証性の確保のために、暗示、誘導、教唆、報酬の呈示

になるような質問は避け、子ども自らが任意に自発的に事実を語るようにしなければならない。これについては open-ended-question と close-ended question という質問の区別があり、もっぱら open-ended-question を心がけなければならないとされる。実際の場面では様々なとっさの工夫が必要である。

- ⑨ 面接にあたっては面接者は子どもに対してオープンで公平、かつ安全な人でなければならないが、愛情深く共感的でやさしいとか、子どもの経験に強く同情しているといった感情的要素は極力控えないなければならない。それらは誘導、暗示、教唆、報酬の呈示に該当する危険性が極めて高い状況を作ってしまう。また、深刻な被害事実や加害者の残酷な行為、被害者が傷つけられた体験を聴いている間も、面接者の態度、表情、声の調子、話す速さ等は一貫して変えることなく統制され、淡々と面接を継続しなければならない。子どもの話す内容に面接者が情緒的・感情的に反応することは、暗示、誘導、教唆、報酬の呈示にあたる危険性があると共に、子どものおびえや恐怖心を刺激して話すことをためらわせたり、反対に、より面接者にアピールし、サービシしなければならないと感じさせたりする危険性がある。これらの事柄はいずれも法的客観性、妥当性の確保にとってマイナスに作用する危険性が高い。
- ⑩ 面接の内容はプロトコルとして具体的に標準的な基本手順を作成することが必要となる。面接手順は原則的な固定的領域と、部分的に随時判断して応用する領域とからなる。

- ⑪ 子どもの発達の水準、証言能力の評価とそれに応じた質問方法と内容の調整について一定のプログラム化された手順が必要。
- ⑫ 面接内容の構成はおおむね3部構成で、はじめの導入部(面接者の自己紹介と子どもの能力・立証性に関するチェック、具体的な生活・経験についての質問)被害事実の聴取部、終結部(聴取内容を再確認し、こどもの協力をねぎらい、子どもからの質問があれば答え、これからの当面の予定を提示して終わる)からなる。
- ⑬ 身体図、描画、人形(アナトミカル・コレクト・ドール)についても細かく標準化した内容と使用法、法的立証における妥当性と限界、臨床的な子どもの安全(性器などの刺激が子どもに解離反応やPTSD症状を生じさせるきっかけになる危険性など)についての評価を行って設定する。
- ⑭ 法的な争訴性は家庭裁判所への承認の申立てである法28条の申立てにおいても徐々にその傾向がみられており、保護者の異議申し立てが証拠の立証性に関する争いとなれば、より厳密な法的立証性が問われてくる可能性はあり、そうした意味で法的な立証性についての手順の準備、客観的で妥当性のある情報聴取方法の確立が重要である。ただし、児童福祉の焦点は子どもの安全確保にあり、子どもの安全がどのような脅威に脅かされたり侵害されたりしてきたか、今後もそうした安全のニーズの保障にどの程度の危険が疑われるかに焦点があるのであって、加害者の特定や加害行為の立証に焦点があるのではないことを明

確にしておくことが必要である*)**)。

*) 将来的な課題として、もしも児童福祉における調査と刑事捜査との統合における forensic interview(ing)の日本における適用を検討する段階になった場合にはこの限りではない。この場合、面接者は刑事訴訟法上の各種の罪状の構成要件に基づく立件条件を想定して事実確認をとっていくことと、加害行為の立件、加害者の特定、日時の特特定等の刑事訴訟法上の要件を満たすように調査面接を行うことが必要となる。またその過程・内容については法廷での証言、被告側弁護士からの反対尋問に対応できるものでなければならない。

**) 被害事実を聴取された子どもが刑事訴訟で証人として法廷に立つことが可能かどうか、臨床的な安全性も含めた判断も重視しなければならない。現在でも性的虐待が刑事事件として起訴されると、子どもが証人として法廷に立つ可能性は充分にあり、それについてのサポートは重要な課題である。

【面接者のトレーニングに関すること】

- ⑮ 面接者となる者は、事前にトレーニングを受けて面接の専門性と技術を学び、かつ実践において専門家から継続的なトレーニング、助言やスーパーバイズを受けることが必要である。
- ⑯ トレーニングは一定の標準化されたプログラムを用意して行うことが必要である。実務者に関するトレーニングは、具体的な技術的な内容と価値と倫理、対応姿勢に関することについての初期訓練と、実務・実践に即した個別のフォローアップ・トレーニング、一定期間ごとの振り返りと更新情報の提供に関する研修の3種類が考えられる。
- ⑰ 面接に関する技術は、面接実施者としての技術、面接実施者を訓練したり継続指導したりするための技術、の2段階がある。